

# 住宅・建築物・ブロック塀・空き家

などに

## 補助があります！



### 空き家関係

**老朽危険空き家解体促進事業補助金** 周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家の解体工事に補助があります。

|         |  |
|---------|--|
| 募集件数    | 20件程度  |
| 補助対象空き家 | 次の全ての要件に該当する空き家、または特定空家等に指定された空き家<br>▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたもの ▷木造であるもの<br>▷半分以上が居宅部分であるもの |
| 対象工事    | 補助対象空き家の全てを解体する工事  |
| 補助金額    | 解体費の3分の1で、30万円が上限  |

### 住宅・建築物のがけ、土砂関係

**がけ地近接等危険住宅移転事業補助金** 危険住宅の除却や移転工事に補助があります。

|        |  |
|--------|--|
| 募集件数   | 1件程度   |
| 補助対象住宅 | 次の全ての要件に該当する住宅<br>▷土砂災害特別警戒区域等の対象区域にある住宅<br>▷土砂災害特別警戒区域等の対象区域に指定されるよりも前に着工された住宅                |
| 補助金額   | ▷除却などによる経費で、97万5千円が上限<br>▷移転による建設または購入をする資金の借入金利（年利率8.5%を限度）相当額で、建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円が上限 |

**建築物土砂災害対策改修促進事業補助金** 土砂災害対策工事に補助があります。

|      |  |
|------|--|
| 募集件数 | 1件程度   |
| 補助要件 | 次の全ての要件に該当すること<br>▷土砂災害特別警戒区域等の区域にある住宅、建築物であること<br>▷土砂災害特別警戒区域等の区域に指定されるよりも前に着工された住宅、建築物であること<br>▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと<br>▷改修後の建築物が構造基準に適合していること |
| 補助金額 | 工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23%で、75万9千円が上限  |

### ブロック塀

**ブロック塀等の安全確保事業補助金** ブロック塀の除却や建替え工事に補助があります。

|      |  |
|------|--|
| 募集件数 | 5件程度   |
| 補助要件 | 次の全ての要件に該当する危険ブロック塀の除却または建替えであること<br>▷避難に利用する道路に面するもの<br>▷耐震診断等で安全性の確認ができないもの<br>▷路面からの高さが80cm以上のもの<br>▷建築基準法の規定に違反していないもの |
| 補助金額 | 次の①または②のどちらかの低い額の3分の2<br>※除却のみは15万円、建替えは30万円が上限。<br>①危険ブロック塀の延長（m）×8万円<br>②除却費と建替え費の総事業費                                   |

### 住宅の省エネ対策

**住宅省エネ改修推進事業補助金** 省エネに関する費用の補助があります。

|        |   |
|--------|---|
| 募集件数   | 3件程度  |
| 補助対象費用 | ①省エネ診断、省エネ診断調査、評価・認証取得、省エネ設計費用に要する費用<br>②全体改修または部分改修工事に要する費用                      |
| 補助金額   | ①に要する費用の3分の2、②に要する費用の23%<br>※①と②を合わせて省エネ基準に適合する場合は76万6千円、ZEH水準に適合する場合は102万5千円が上限。 |

### 住宅の耐震関係

次の全ての要件を満たす住宅への補助があります。

- ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること
- ▷併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること
- ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること
- ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。
- ▷地階を除く階数が2以下であること
- ▷土砂災害特別警戒区域内でないこと
- ▷省エネ基準に適合する住宅になること



**木造住宅耐震診断費補助金** 耐震診断費の補助があります。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 募集件数   | 3件程度                            |
| 補助対象費用 | 市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断費用 |
| 補助金額   | 補助対象費用の3分の2で、4万円が上限             |

**住宅耐震化促進支援事業補助金** 耐震化工事に補助があります。

◎現地建替え工事の区域要件を見直しました。また、耐震改修、現地建替え工事と合わせて省エネ改修工事を行う場合の補助額の上乗せができます。

| 工事区分   | 耐震改修  |                         | 現地建替え                   |  | 非現地建替え                       | 除却   |
|--------|---|-------------------------|-------------------------|--|------------------------------|------|
| 募集件数   | 1件程度  |                         | 3件程度                    |  | 1件程度                         | 3件程度 |
| 補助対象費用 | 耐震改修に要する工事費   |                         | 現地建替えに要する工事費            |  | 除却工事に要する工事費                  |      |
| 区域要件   | 居住誘導区域内（上下都市計画区域にあっては用途地域指定した地域）  | 市街化区域内                  | 市街化区域外                  |  | 居住誘導区域内（上下都市計画区域は用途地域指定した地域） | —    |
| 補助金額   | 補助対象の額の80%かつ、100万円／住戸を限度  | 補助対象の額の80%かつ、70万円／住戸を限度 | 補助対象の額の80%かつ、50万円／住戸を限度 |  | 補助対象の額の23%かつ、83.8万円／住戸を限度    |      |
|        | 耐震改修、現地建替えと合わせて行う省エネ工事<br>▷ZEH水準の場合、省エネ工事に係る額の23%かつ、102.5万円／住戸を限度<br>▷省エネ基準の場合、省エネ工事に係る額の23%かつ、76.7万円／住戸を限度 |                         |                         |  |                              |      |

問い合わせ先 都市デザイン課（☎44-9172）